

4 意見書等の提出について（別冊）

- (1) 「陳情書・要望書の取り扱いについて」の改正等を求める陳情 (竹村洋治さん提出)

- (2) 国民健康保険料と国民健康保険税の取り扱い統一の見直しを求める意見書 (自由民主党浜松提出)

- (3) 新専門医制度開始に係る意見書 (自由民主党浜松提出)

- (4) 地域公共交通維持のための財政支援の拡充を求める意見書 (創造浜松提出)

- (5) 骨髄移植等に関する提供希望者（ドナー）に対する支援の充実に関する意見書 (市民クラブ提出)

- (6) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正と円滑な施行を求める意見書 (公明党提出)

- (7) 中小河川の河道掘削の予算確保を求める意見書 (公明党提出)

- (8) 憲法第9条の改憲発議をしないことを求める意見書 (日本共産党浜松市議団提出)

- (9) 改正労働契約法による無期雇用転換の徹底を求める意見書 (日本共産党浜松市議団提出)

請 41

平成 30 年 1 月 12 日



浜松市議会議長
渥美誠 殿

陳情人
竹村洋治

「陳情書・要望書の取り扱いについて」の改正等を求める陳情

日本国憲法 16 条及び請願法（昭和 22 年 3 月 13 日法律第 13 号）の規定に基づき、下記のとおり陳情致します。

記

1 陳情の趣旨

- 一 「議会運営に関する申し合わせ事項」中「陳情書・要望書の取り扱いについて」（平成 28 年 5 月 20 日運営委員会決定）（4）（以下「本件申し合わせ事項」という。）の一部を次のとおり改正するよう求める。

「郵送された陳情書・要望書等」を「郵送された陳情書・要望書等（住民を陳情者（要望）とするものを除く。）」に改める。

- 二 請願及び意見書の提出を求める陳情の提出期限について、Web サイト、市議会だより及び広報はままつへの掲載その他の手段により適切な広報をするよう求める。

2 陳情の理由

- 一 本件申し合わせ事項は、郵送で提出された陳情書・要望書（以下「陳情書等」という。）をすべて委員会審査しないものとするものであるが、約 1558 平方メートルの市域を有する本市において、直接持参されたもの以外を陳情等として取り扱わないことは、憲法が保障する請願権を有する市民その他の住民にとり一見平等ではあるが、天竜区ほか市役所とは遠隔地の住民に対し著しく過重な負担を強いるものであり、事実上請願権を制限する虞のあるものであって、不当であるものと思料する。
- 二 また、同事項の趣旨は、住民以外の者による無秩序な陳情等を抑制する意図によるものと推測されるところ、陳情書等の郵送を認めないとの取り扱いは、目的に対し手段が過剰であるものというべきである。

仮に、係る意図を充足させる場合でも、住民が陳情者等であることを陳情等の条件にし、必要に応じ市当局に住民登録の有無を確認する等の取り扱いを付加すれば足りるものと思料する。

- 三 他方、請願等の提出期限は、現状架電にて議会事務局に照会するか Web サイト

上の議会運営委員会資料を能動的に探索しなければ把握できない状況であり、憲法に保障された請願権の行使に当たり、重大な支障があるものというべきである。

四 よって、趣旨のとおり陳情する。

3 陳情人

氏名

灯町 洋海

住所

電話

Email

以上

国民健康保険料と国民健康保険税の取り扱い統一の見直しを求める意見書(案)

国民健康保険制度においては、平成30年度から都道府県が財政運営の主体となり、都道府県ごとに統一的運営方針を定め、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進するとしている。運営方針の中に、複数の自治体による滞納整理事務の共同実施を行う事項があるが、地方自治体によって、現在、保険料方式と保険税方式に二分されており、いわゆる一制度二方式となっている。

どちらの方式も被保険者が受ける医療サービスにより違いはなく、同様の保険給付が受けられる。ただし、保険料と保険税によって滞納者への対応に差異があり、徴収権消滅時効は保険料で2年、保険税で5年となっている。また、保険税は地方税回収機構に徴収権の移管が可能であるが、保険料は市町村職員が滞納整理を行っている。さらに、賦課遡求可能期間は保険料では2年、保険税では3年となっている。これは国民健康保険法と地方税法と根拠法令が異なるためである。

このように、国民健康保険法において市町村の事情に応じ、2つの賦課方式を選択可能にしているため、保険料か保険税かの選択は市町村に委ねられている。

保険料・保険税のいずれかを選択するに当たっては、組織体制や費用など市町村の負担が大きいことから、統一の実現に向けた各市町村の調整は難しく、現実的には、滞納整理事務の共同実施は当面棚上げになる可能性が高い。

よって、国においては、各都道府県に対し、いずれかの方式への統一を要望するのではなく、賦課・徴収における2つの法令内容の整合を図ることを優先するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

新専門医制度開始に係る意見書(案)

医師として働くには、医科大学・医学部で教育を受け、医師免許を取得し、基本的な診療能力を涵養するため研修医として2年間の臨床研修を受けなければならない。その後、各地の病院などで本格的に働き始めることができるが、特定の診療科で高度な知識や治療技術を身につけるため専門医の認定を目指す医師が多く、現在、各年代とも7割が専門医資格所有者となっている。

これまで専門医は各学会が独自に認定していたが、2013年4月の厚生労働省が開催した専門医の在り方に関する検討会の報告を受け、制度の統一化・標準化を目的に2014年第三者機関として日本専門医機構が発足し、本年4月より新専門医制度の研修が始まる。2016年2月開催の社会保障審議会医療部会では、新専門医制度の問題点が指摘されたことなどから、1年間制度開始が延期された。その間、新専門医制度にさまざまな検討を加え、懸念される課題に対応をする制度設計としたが、課題は多岐にわたり制度開始の2018年度専門研修先の登録結果を見ると、研修先は大都市に集中しており外科の専門研修先では、東京都170名、大阪府69名、愛知県51名、静岡県は7名であったことから、特に医師の地域偏在の助長という課題への不安や心配は拭えない。

また、現場の医師からは、基本領域とサブスペシャリティ領域との関連、習得についてや女性医師のキャリア形成への配慮、医師の地域偏在を解消するための短期ローテート研修では専門性習得は難しく、矛盾する研修制度となっているとの懸念などさまざまな声がある。

よって、国においては、本年4月の新専門医制度運用開始後、制度の目的を達成できるよう現場の声や地域研修の状況を的確に捉え、日本専門医機構の基本問題委員会がしっかりと機能し、国の責任により都度、制度の改善を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

地域公共交通維持のための財政支援の拡充を求める意見書(案)

公共交通は、国民生活及び経済活動にとって不可欠な基盤である。人口減少・少子高齢化の進展、限界集落やいわゆる「買物弱者」の発生など地域コミュニティの崩壊、地球温暖化など環境問題への対応など、公共交通の果たすべき役割はますます重要になっていることから、国は交通政策基本法、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等を制定し、地域公共交通を維持するための制度が徐々に充実しつつある。

一方で、地域公共交通の廃止や縮小に十分な歯どめがかかっておらず、企業努力も限界に達している。

さらには、近年高齢者ドライバーによる交通事故が増加傾向にある中で、高齢者へ自主的な免許証返納を促していることもあり、特に高齢者の社会参加への減少による孤立化など、さまざまな問題も発生している。

欧米では、公共交通に対する公的補助は持続可能な都市政策として広く認識されており、公共交通の利便性を向上させている。

よって、国においては、地方において公共交通の重要性とその役割が十分に理解されるとともに、真に活力ある地域コミュニティや経済活動を維持・発展するため、地域公共交通の維持に対する財政支援措置を拡充するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

骨髄移植等に関する提供希望者（ドナー）に対する支援の充実に
関する意見書（案）

骨髄移植及び末梢血幹細胞移植は、白血病等の難治性の血液疾患等に対する有効な治療法である。

我が国では、公益財団法人日本骨髄バンクが主体となり、骨髄等の提供を広く国民に呼びかける骨髄バンク事業が実施されており、平成29年12月末現在の提供希望者（ドナー）登録数は48万人を超え、ヒト白血球抗原（HLA）の初回検索適合率は9割を超えているが、移植に至るケースは6割未満にとどまっている。

骨髄バンク事業では、ドナー側には骨髄等の提供のための検査、入院に伴う費用負担はなく、また、万一、骨髄等の提供に伴う健康障害が生じた場合でも、骨髄バンク団体障害保険による保険金が支払われるなど、ドナーの負担軽減に向けたさまざまな取り組みが行われている。しかし、ドナーが検査や入院等で仕事を休業した場合の補償は、一部の地方公共団体や企業を除いて現在行われていない。骨髄提供の場合は入院、末梢血幹細胞提供の場合も通院や入院が必要になることから、仕事を休みにくいといった事情があることも指摘されている。救うことができる命を失わないためにも、ドナーが安心して骨髄等を提供できるよう、早急な仕組みづくりが求められる。

よって、国においては、骨髄移植等の一層の推進を図るため、ドナーに対する支援の充実に関し、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 事業主等向けに策定した労働時間等見直しガイドラインの中で、ドナー休暇制度を明示するなど、企業等の取り組みを促進するための方策を講ずること。
- 2 ドナーが、骨髄等の提供に伴う入院、通院、打ち合わせ等のために休業する場合の助成制度を創設するとともに、ドナー休暇の法制度化を実現すること。
- 3 骨髄移植に関する正しい知識を得られるよう、若年層への教育並びに国民への啓発をさらに推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正と
円滑な施行を求める意見書（案）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー新法」という）施行から10年以上経過し、バリアフリー化は一定程度進展を見せているところである。しかしながら、急速に地域の人口減少・少子高齢化が進む中で、地域の一体的なバリアフリー化のニーズはますます高まっているにもかかわらず、全国においては、さまざまな事情から基本構想等の作成が進まない市町村もある。また、公共交通事業者による既存施設のバリアフリー化や接遇のあり方について一層の向上が急務となっている。

2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機とした共生社会の実現をレガシーとすべく、また、政府の一億総活躍社会の実現を具体化するため、東京のみならず全国各地の一層のバリアフリー化を進める必要がある。そのためには、バリアフリー新法を改正し、制度面から地域の抱える課題の解決を目指すことが不可欠である。

よって、国においては、平成29年2月に関係閣僚会議において決定された「ユニバーサルデザイン2020行動計画」に基づき、全国各地のバリアフリー水準の底上げに向け、下記の事項を踏まえた上で確実にバリアフリー新法を改正し、円滑に施行するよう強く要望する。

記

- 1 地域の面的・一体的なバリアフリー化を進めるため、バリアフリー新法の基本構想制度の見直しも含めた新たな仕組みについて検討すること。
- 2 公共交通事業者がハードとソフトの一体的な取り組みを計画的に進める枠組みについて検討すること。
- 3 バリアフリー施策を進める際には、高齢者、障害者等の意見を聴くような仕組みを検討すること。あわせて、バリアフリーの促進に関する国民の理解を深めるとともに、その協力を求めるよう国として教育活動、広報活動等に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

中小河川の河道掘削の予算確保を求める意見書（案）

平成28年8月の北海道・東北豪雨や、平成29年7月の九州北部豪雨などで顕著だったが、近年、地方の中小河川で、上流からの流出土砂による河床上昇や流木等による橋梁での河道埋塞が発生しており、洪水発生の原因となっている。

しかし、従来の都道府県及び市町村が管理する河川における流量確保のための河道掘削については、維持補修の範囲として各自治体独自の予算で行われていることから、遅々として進んでいないのが実情である。

そのような中、国は、中小河川の豪雨対策を強化するため、全国の中小河川の緊急点検の結果を踏まえた「中小河川緊急治水対策プロジェクト」を取りまとめ、中小河川における再度の氾濫防止対策の一つとして河道掘削をプロジェクトに盛り込んだ。

しかし、このプロジェクトは、おおむね3年間の時限的措置であり、河道掘削の対策箇所についても「重要水防区間のうち、近年洪水により被災した履歴があり、再度の氾濫により多数の家屋や重要な施設の浸水被害が想定される区間」と限られている。

よって、国においては、今回の緊急治水対策プロジェクトが、中小河川を管理する地方自治体にとって真に活用しやすい施策となるよう、下記の事項について取り組むことを強く要望する。

記

- 1 河道掘削を含む中小河川緊急治水対策プロジェクトについては、平成29年度補正予算として約1300億円が盛り込まれているが、次年度以降についても地方自治体の要望を踏まえ、十分な予算を確保すること。
- 2 中小河川を管理する地方自治体がより柔軟に対応できるよう、対策箇所の拡大も含め検討すること。また、国直轄河川の河道掘削についても、周辺自治体の要望を踏まえ、必要な対策を行うこと。
- 3 中小河川緊急対策プロジェクトは、おおむね3年間の時限的措置であるが、防災・安全交付金を活用した中小河川の河道掘削については、恒久的な制度となるよう検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

憲法第9条の改憲発議をしないことを求める意見書(案)

安倍首相は昨年の総選挙で、改憲を公約に入れ、憲法第9条に新たに第3項として自衛隊の存在を書き込む内容の改憲案を今年の通常国会に提出することを表明している。

武力を持つ自衛隊の存在を憲法に明記すれば、今までの法律よりも新しい法律の方が優先する法律の一般原則から、第1項の「戦争放棄」及び第2項の「戦力不保持」も意味を失い「自衛」の名のもとに、海外での武力行使が無制限となる。

安倍政権は、基本的人権を踏みにじる特定秘密の保護に関する法律や組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に加えて、安全保障関連法で、歴代内閣が違憲としてきた集団的自衛権の行使を容認し、これまで専守防衛に徹してきた自衛隊の性質は大きく変質している。そうした自衛隊の存在を最高法規である憲法に書き込むことは、違憲の疑いが指摘されてきた数々の問題を正当化するに等しい。

日本世論調査会が昨年12月に実施した世論調査でも、改憲については「必要ない」が53%に上り、改憲の国会議論には67%が「急ぐ必要はない」と安倍首相のもとでの改憲には否定的である。

国民が望まない改憲の押しつけは憲法の私物化であり、安倍首相に課せられた憲法尊重擁護義務（憲法第99条）にも反するものである。

戦後70年以上にわたって、日本が戦争に巻き込まれることもなく平和を確保してきたことは歴史の事実であり、それは憲法第9条の存在があったからこそである。

よって、今憲法第9条に新たな文言を加筆・変更する必要はなく、国においては改憲発議を行わないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

改正労働契約法による無期雇用転換の徹底を求める意見書(案)

2013年4月に施行された改正労働契約法に基づき、有期雇用労働者が通算5年以上同じ会社で働いた場合、本人が申し込めば無期雇用に変換できるルールが2018年4月から開始する。その時期を前に、「無期雇用逃れ」をはかる違法・脱法行為が、大手自動車会社や大学、独立行政法人などで相次いで明らかになり、大きな問題になっている。

厚生労働省によれば、有期契約の労働者は約1500万人に上り、その3割、約400万人以上が5年以上同一企業で働いており、ルールが適用されれば無期雇用への転換に道が開かれる。しかし、国の対応は立ちおくれしており、このままでは大量の雇いどめが生じかねない状況となっている。

よって、国においては以下のとおり抜本的な緊急対策を行うよう強く要望する。

記

- 1 労働者に無期雇用転換制度の周知を徹底すること。
- 2 事業主に法の趣旨を徹底すること。
- 3 自動車や電機メーカー等に対する実態調査を緊急に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。